

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- ・障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」を具体化
- ・それが遵守されるための具体的な措置等を規定
- ・平成25年6月公布、平成28年4月施行（一部を除く）

第7条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止（抜粋）

2 **行政機関等**は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

第8条 事業者における障害を理由とする差別の禁止（抜粋）

2 **事業者**は、（同上）…必要かつ合理的な配慮をするように**努めなければならない。**

国公立大学・高専など ⇒ **行政機関等**（第2条第3号） ⇒ **法的義務**
学校法人、学校設置会社 ⇒ **事業者**（第2条第7号） ⇒ **努力義務**

《差別を解消するための措置（具体的な対応）》

○政府

⇒差別の解消の推進に関する「**基本方針**」を策定（第6条）※

○国の行政機関の長、独法等（≡**国立大学・国立高専**）

⇒基本方針に則し、当該機関における取組に関する「**国等職員対応要領**」を策定（第9条）

○地方公共団体の機関、地方独立行政法人（≡**公立大学・公立高専**）

⇒「**地方公共団体等職員対応要領**」を策定（努力義務）（第10条）

○事業者（≡**学校法人、学校設置会社**）

⇒主務大臣が事業分野別の「**対応指針**」（ガイドライン）を策定（第11条）

主務大臣は事業者に対し、報告徴収、助言・指導、勧告できる（第12条）

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）

《差別を解消するための支援措置》

○相談、紛争防止・解決の体制整備

⇒既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実（第14条）

○地域における連携

⇒**障害者差別解消支援地域協議会**による関係機関の連携（第17～20条）

（（独）日本学生支援機構主催

「平成26年度全国障害学生支援セミナー 体制整備支援セミナー」 文部科学省資料より）